

## 社会福祉法人・施設等の指導監査における指摘事例 〔会計処理の適正化〕

※法令等略語

定款準則

- ・・・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・労発第794号・児発第908号）の別紙2「社会福祉法人定款準則」

会計基準

- ・・・「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号）の別紙「社会福祉法人会計基準」

指導指針

- ・・・「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）の別紙「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」

課長会計基準

- ・・・「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第6号）

当面運用通知

- ・・・「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」（平成12年12月19日社援第49号・老計第55号）

299号通知

- ・・・「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）

特養繰越金通知

- ・・・「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号）

契約等通知

- ・・・「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日社援第7号）

### ○ 法人の経理規程が会計処理の実態に即していない。

（主な項目）

- ・経理規程の本文に規定されている「別表」が具備されていない。
- ・固定資産減価償却の処理方法を変更しているにもかかわらず、経理規程の改正が行われていない。
- ・決算附属明細表についての規定が不足している。

根拠・参考：会計基準、指導指針

指導：実態に合わせて経理規程を改正すること。

### ○ 会計における内部の相互牽制体制が不十分である。

（主な項目）

- ・会計責任者と出納職員が同一人による兼務となっている。
- ・会計関係の権限委任状態が規程や辞令などにより明確化されていない。
- ・契約担当者や現金管理者への権限委任の範囲（取扱い限度額）が明確化されていない。

根拠・参考：課長会計基準、契約等通知

指導：会計関係の権限については、法人及び施設の運営を左右する重要なものであることから、内部牽制組織を確立するとともに責任の範囲・権限について明確化すること。

○ 予算計上を伴わない執行や予算額を超過した執行がある。

(主な項目)

- ・予算計上がないにもかかわらず執行をしている。
- ・大区分の勘定科目において予算額を超過して執行している。

根拠・参考：法人経理規程

指導：予算は理事会で議決された内容であり、経理規程で流用を認められた範囲を超えた予算超過執行は問題があるので、適正な見積もりに留意するとともに、予算額を超過する場合には補正予算を編成し、理事会に諮ってから執行すること。

○ 月次試算表の作成・提出・確認が適切に行われていない。

(主な項目)

- ・月次試算表が作成されていない。月ごとに作成されていない。
- ・月次試算表を理事長に毎月提出していない。

根拠・参考：法人経理規程

指導：月次試算表は予算の執行管理に関する重要な書類なので、毎月理事長への報告を行い、予算の執行状況や施設の運営状況の把握に努めること。

○ 現金の取扱いが経理規程などに即しておらず、不適切である。

(主な項目)

- ・収納した現金を金融機関に預け入れせずに直接支出に充てている。
- ・経理規程に定める小口現金限度額を超過して現金を保有している。

根拠・参考：法人経理規程

指導：会計の透明性の確保や防犯上の観点から、現金の取扱いについては経理規程などに基つき高額を保有しないなど適切に行うこと。

○ 経理規程などに従った契約事務の執行が行われていない。

(主な項目)

- ・金額の大きな契約を入札によらず、随意契約により事務を執行している。
- ・1件あたり100万円を超える契約について、契約書を作成していない。

根拠・参考：契約等通知，法人経理規程

指導：社会福祉法人としての公益性を鑑み、公平性や透明性を確保できるよう経理規程や関係通知に従って適切に契約事務を執行すること。

○ 寄附金の取扱いが不適切である。

(主な項目)

- ・寄附金を寄附者の意図と異なる経理区分・用途等で受け入れている。
- ・寄附金台帳を整備していない。
- ・寄附受入の際に、相手方に領収書を発行していない。

根拠・参考：課長会計基準，法人経理規程

指導：寄附金の受け入れに際しては、経理規程や関係通知に従い、寄附の目的を記載した寄附申込書を収受するとともに、寄附金台帳に記載し、寄附相手方に対しては領収書を発行するなど適切な事務処理を行うこと。

## ○ 不適切な収入・支出行為を行っている。

(主な項目)

- ・一時的な立替払いを含む、対象外の経費に対する支出がある。
- ・保育所運営費から保育に直接関係のない支出を行っている。
- ・保育所運営費で負担すべき経費を利用者に転化している。

根拠・参考：特養繰越金通知，299号通知

指導：社会福祉法人としての公益性に鑑み、収入・支出にあたっては適切に事務を執行すること。特に保育所運営費については保育に直接関わるものに対して支給されている点留意すること。

## ○ 会計処理にあたり、誤謬や不適切な処理などがある。

(主な項目)

- ・計上漏れがあり、領収書などの証憑類と不整合が生じている。
- ・未収金や未払金の計上が不適切で、発生主義に基づいた会計処理が行われていない。
- ・計算書類を作成する際、総額表示をせず圧縮処理を行っている。
- ・法人本部で負担すべき費用を施設会計に計上するなど経理区分を誤って会計処理をしている。
- ・勘定科目を誤って使用している。

根拠・参考：会計基準，法人経理規程

指導：経理規程や関係通知あるいは会計処理の原則に従い、適切な会計処理を行うこと。

## ○ 決算書類等に不備や不整合がある。

(主な項目)

- ・貸借対照表や収支計算書などの財務三表間に不整合が生じている。
- ・決算書において、前年度との継続性が保たれていない。
- ・決算関係書類と預貯金残高などの現金預金有高とに不整合がある。
- ・決算附属明細表を未作成、または内容に不備がある。
- ・計算書類への脚注や注記などの必要事項の記載が漏れている。
- ・計算書類が社会福祉法人会計基準の定める様式どおりに作成されていない。
- ・指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針を採用しているが、セグメント等で収支が明らかにされていない事業がある。

根拠・参考：会計基準，指導指針，当面運用通知

指導：社会福祉法人の経営状態が把握できるよう、関係通知等で求められている内容を備えた決算書を作成し、適切な決算を行うこと。

## ○ 固定資産の計上処理や減価償却の処理が不適切である。

(主な項目)

- ・固定資産に該当する物品を固定資産計上していない。
- ・固定資産減価償却の処理方法が経理規程の定めと異なっている。
- ・固定資産減価償却について、月割の処理方法に誤謬がある。
- ・無形固定資産の減価償却処理方法が誤っている。
- ・国庫補助金等特別積立金の計上漏れや処理方法の誤りなどがある。

根拠・参考：会計基準，課長会計基準，法人経理規程

指導：固定資産の計上や減価償却の処理については、経理規程等に基づいて適切に経理処理をし、必要に応じて修正処理を行うこと。

○ **利用者負担金（私的契約利用料）に関する事務処理が不適切である。**

（主な項目）

- ・利用者負担金の受入額と利用台帳や領収書控えなどの関係帳票の間に不整合が生じている。
- ・利用者負担金の料金設定の根拠が不明瞭になっている。
- ・利用者負担金の受領にあたり、相手側に領収書を交付していない。
- ・利用者負担金に関する書類の整備・保管状況が不適切である。
- ・利用者に対する利用者負担金の詳細な内容の説明・周知が不十分である。

指導：利用者負担金については、トラブル防止のため、関係帳簿等を整備し、適切に会計処理を行うこと。また、利用者に対しては利用者負担金について事前に詳細な説明を行うとともに、料金を受領した際には必ず相手側に領収書を交付し、その控えを保管すること。

○ **利用者預かり金に関する事務処理が不適切である。**

（主な項目）

- ・利用者預かり金を法人会計と一緒に管理している
- ・利用者預かり金の不足が生じた場合、他の利用者の預かり金で一時的に立替払い処理を行っている。
- ・利用者預かり金の清算の際、複数の職員で対応していない。
- ・利用者預かり金の定期的な確認・報告を法人が定めた預かり金規程どおりに実施していない。

根拠・参考：課長会計基準，法人預かり金規程

指導：利用者預かり金については、トラブル防止のため、複数の職員による事務の確認、執行をするようにし、定期的に内部点検や本人・家族への報告を行うなど法人が定めた預かり金規程に従って適切に取り扱うこと。

○ **（保育所について）保育所運営費等の経理の取扱いが 299 号通知に掲げる各事項に該当している。**

（主な項目）

- ・運営費等に係る当該会計年度の各種積立金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る経理区分の経常収入計（決算額）の 5%を超過している。
- ・当期末支払資金残高が、運営費収入の 30%を超えて保有されている。
- ・299 号通知の別表 3 及び別表 5 の経費等への支出の合計額が保育所運営費の 3 か月分に相当する額を超えている。
- ・前期末支払資金残高を規定以上に取り崩す際に、299 号通知の定める手続を踏んでいない。
- ・積立預金の目的外使用にあたり、299 号通知の定める手続を踏んでいない。
- ・299 号通知の掲げる諸条件を満たすことなく保育所運営費の弾力運用を行っている。

根拠・参考：299 号通知

指導：理事会の事前承認や収支計算分析表の提出，所轄庁との事前協議など 299 号通知が要求する手続や措置を講ずるとともに、同通知の主旨を念頭に置いた適切な保育所運営の実施に留意すること。